

登録品種は許諾業者から購入しましょう！

⊘ 個人の穂木のやりとりは無償であっても違法です!!!

育成者権者

許諾権利を持ったJA・苗木業者等

育成者権者の
許諾が必要

自家増殖

育成苗
高接ぎ

栽培

苗木を購入 OK

農家A

自己経営

実際に、他県の
オリジナル品種を
栽培して伐採し
た事例があります。

穂木

果実

有償・無償にかかわらず違反



ダメ



ダメ



ダメ

県内農家B

国外・県外農家C

OK

農協・市場

国育成品種は全国で利用可能ですが、
都道府県や農業団体等が育成した品種
は県内農業の振興が目的であることなど
から自県内での利用許諾にとどまるのが
一般的です。

ひめのか、愛媛果試第28号(紅まどんな)、甘平、媛小春、愛媛果試第48号(紅プリンセス)は**愛媛県内**のみに栽培を限定しています。一方、山口県育成のせとみ、神奈川県が育成した湘南ゴールド、熊本県育成の肥の〇〇シリーズ等は愛媛県の方が栽培することはできません。